

平成 30 年度 茨城県保育人材復職支援事業 未就学児保育料の一部助成金申請者募集要項

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

茨城県内の保育人材の確保を図るため、保育士資格をもちながら（保育士資格取得後 1 年以上経過していること）保育所等での業務に従事していない未就学児がいる人が、保育所等に新たに就労した場合、未就学児の保育料の半額を最長 1 年間助成します。

平成 30 年度の助成金申請者を次のとおり募集します。

1 助成対象者（①又は②に該当する人）

① 新規就労者

未就学児がいる保育士資格を有する人で、1 年以上、〔表 1〕保育所等一覧の中の「施設等種別」欄に記載した施設又は事業（以下「保育所等」という。）のうち、企業主導型保育事業を除く施設又は事業での勤務経験がなく、平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に茨城県内の〔表 1〕の保育所等に新たに保育士又は保育教諭として就職し、週 20 時間以上勤務している人。

② 継続就労者

「平成 29 年度茨城県保育人材復職支援事業 未就学児保育料の一部助成金」の助成を受けていて、助成期間が 12 か月未満の人（平成 29 年 5 月から平成 30 年 2 月までに新たに保育所等に就職し助成を受けた人）で平成 30 年度も引続き未就学児がいて、保育所等で保育士又は保育教諭として週 20 時間以上勤務している人。

2 募集期間 平成 30 年 7 月 10 日（火）～平成 31 年 1 月 31 日（木）

※就職時期により申請期限が異なりますので、よく確認してください。

①新規就労者（平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに新たに就職した人）

就 職 時 期	申 請 期 限
平成 30 年 3 月～7 月	平成 30 年 10 月 1 日（月）必着
平成 30 年 8 月～ 平成 30 年 11 月	就職した日の属する月の翌々月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合は直後の平日）必着 【例】8 月に就労した人は平成 30 年 10 月 31 日（水）必着 10 月に就労した人は平成 31 年 1 月 4 日（金）必着
平成 30 年 12 月	平成 31 年 1 月 31 日（木）必着

②継続就労者（平成 29 年度未就学児保育料の一部助成期間が 12 か月未満の人）

就 職 時 期	申 請 期 限
平成 29 年 5 月～平成 30 年 2 月	平成 30 年 7 月 18 日(水)必着

〔表 1〕【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第 7 条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの、及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第 6 条の 3 第 13 項に規定され、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第 6 条の 3 第 7 項に規定され、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業 ※就労先のみ対象
学校教育法	第 1 条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

3 助成金額

未就学児の保育料月額半額の半額（上限：月額 27,000 円）

※市町村長が発行する保育料決定通知書等で保育料が確認できるものに限りです。

※対象期間中に保育料額が改訂（変更）された場合は、助成額の変更手続きが必要です。

4 助成対象期間

①新規就労者	勤務を開始した日の属する月以降平成 31 年 3 月末までの期間で市町村長が発行する保育料決定通知等で保育料が確認できる期間(最長 1 年間)
②継続就労者	1 年（12 月）から平成 29 年度に助成を受けた月数を減じた残月数 ※ただし、市町村長が発行する保育料決定通知等で保育料が確認できる期間

5 申請から助成金のお支払いまでの手続き

（1）助成金の申請

①新規就労者

〔表 2〕の 1 から 6 に掲げる書類を、申請期限内に県社協へ提出（必着）してください。
ただし、すでに茨城県社会福祉協議会未就学児保育料貸付を受けている方、または未就学児保育料を申請している方は 2 から 6 の書類を省略できます。

②継続就労者

〔表 2〕の 1・4・6 の書類を申請期限（平成 30 年 7 月 18 日（水））までに県社協へ提出（必着）してください。

(2) 助成金の交付決定

提出された申請書類等は県社協で助成の適否を審査・決定し、申請者ご本人へ文書で結果をお知らせします。

(3) 助成金のお支払いに必要な手続き

平成 30 年度助成金は、一括して平成 31 年 3 月下旬に指定された金融機関口座へ振込みます。

前記(2)の助成金交付決定通知のあった人は、決定通知書と共に送付する〔表 2〕の 7 に掲げる「業務従事期間証明書」と 8 に掲げる「助成対象未就学児の在園証明書」を下記期限内に県社協へ提出してください。

【提出期限】平成 31 年 3 月 7 日（木）

※上記期日までに書類が提出されないと、助成金のお支払いができなくなります。

〔表 2〕【提出書類】

番号	提出書類	様式等	添付書類・留意事項等
1	未就学児保育料助成申請書	様式第 1 号	申請者ご本人が自筆で記入してください。
2	保育士登録証の写し	—	・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 ・ただし、変更に時間を要する為、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士登録証の写しが必要となります。
3	申請者の住民票謄本	—	・世帯全員の住民票（3 ヶ月以内に発行された住民票謄本で世帯主等の続柄記載のあるもの） ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要です。
4	雇用証明書	様式第 2 号	※勤務する保育所等において作成してください。
5	①助成金振込口座申込書 ②通帳表紙の裏面の写し	様式第 3 号 —	・申請者名義の金融機関口座（ゆうちょ銀行を除く） ・申請者名義の振込口座の通帳に記載されている金融機関名・支店名・名義人名（カナ）・口座番号の分かる部分の写し
6	未就学児の保育料を確認できる書類	—	・平成 30 年度分市町村発行の保育料決定通知書等の写し（額改定通知も含む）
7	業務従事期間証明書	様式第 4 号	＜助成決定後＞ ・助成金申請者ご自身の保育士としての業務従事期間を保育所等で作成してもらい、平成 30 年 3 月 7 日までに県社協へ提出してください。
8	助成対象未就学児の在園証明書	様式第 5 号	＜助成決定後＞ ・未就学児保育料助成金の対象となるお子さんの平成 31 年 3 月 1 日付け在園（籍）証明書を平成 31 年 3 月 7 日までに県社協へ提出してください。

□次のような場合は、新たに保育所等で就労したとはみなされません。

新たに保育所等に勤務する保育士とみなされない事例

※個別に状況を確認させていただきますのでご相談ください。

- ① 保育所等勤務か所（施設）を変更（転職）したが、実態として月単位で雇用が継続又は保育所等で勤務していない期間が1年未満の場合
- ② 保育士以外の業務に従事していた従前の保育所等を退職し、1年以上経過しないうちに保育所等で保育士として就労する場合

【保育士以外の仕事の例】

調理師，看護師，事務員，保育補助者等

- ③ 契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続している場合
- ④ 保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続している場合

【雇用形態の変更の例】

- ・パート契約から正職員への変更
- ・従事業務の変更（②と同様の職種） など

□次の経費は助成対象となりません

助成の対象とならないもの

- ① 一時預り、病児保育に係る保育料
- ② 私学助成の幼稚園の利用料金
- ③ 市町村発行の保育料以外の料金
 - 【例】・認可外保育所保育料 ・保育所の延長保育時間部分
 - ・幼稚園に直接納付する保育料等
- ④ 保育形態が不適正な保育に係る利用料金

<問い合わせ・助成金申込先>

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（未就学児助成金担当）
（所在地）〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918（茨城県総合福祉会館3階）

（電話番号）029-350-8366

平日午前9時から12時、午後1時から5時まで